

## 医療局病院経営本部職員の標準報酬月額の誤りについて

## 1 概要

平成28年3月から令和2年10月までに育児休業及び私傷病休職を取得した医療局病院経営本部（以下「本部」という。）の職員について、横浜市職員共済組合（以下「共済組合」という。）からの照会を受け、精査したところ、健康保険及び厚生年金保険の掛金（保険料）や各種手当金の算定などに用いる「標準報酬月額（※）」に誤りがあることが判明しました。

これにより、掛金の過少徴収並びに育児休業手当金及び傷病手当金の過少給付が発生しました。

## ※標準報酬月額の決定方法

共済組合の掛金や手当金の算定基礎となる「標準報酬月額」について、毎年4月から6月までに支払われる報酬（給料月額＋諸手当）の月平均額を「標準報酬等級表」に当てはめて決定し、原則9月から翌年8月までの1年間適用します（「定時決定」）。年1回の定時決定のほか、固定的給与に著しい変動があった場合などに標準報酬月額の改定を行う「随時改定」等があります。

## 2 発生事由

育児休業及び私傷病休職を取得した場合、通勤手当の支給停止等により、一時的に支給額が減少するものの、制度上、「随時改定」の対象ではありませんが、人事給与システム上で固定的給与に変動が生じたものと認識され、改定の対象として誤って共済組合に報告していました。

その結果、本来よりも低い標準報酬月額を基に、掛金や手当金を算定したため、過少徴収及び過少給付が発生したものです。

## 【原因】

本部の人事給与システムが年金制度の変更に対応していないため、手作業による処理が必要でしたが、事務引継ぎが十分でなかったために、作業自体が行われていなかったことなどが原因です。

## 3 経過

平成27年10月1日	被用者年金の一元化に伴い、公務員も厚生年金に加入し、共済年金は厚生年金に統一。これにより、掛金や手当金の算定方法は、従来の「手当率制」から厚生年金と同じ「標準報酬制」に変更。
令和2年9月～	<ul style="list-style-type: none"><li>令和2年9月25日に共済組合から照会を受け、精査したところ、育児休業を取得した職員等について、標準報酬月額の誤りが判明。</li><li>以降、平成27年に遡って全職員の算定状況について全件調査を実施。</li><li>調査の結果、誤りが判明した対象者について対象期間や影響額の把握、追加徴収や追加給付が必要な額の積算、標準報酬月額の訂正方法の検討、対応方法に関する外部機関への確認・調整などを実施。</li><li>対象職員等に対し、標準報酬月額誤りの内容、掛金の追加徴収、手当金の追加給付などを通知。</li><li>過少徴収及び過少給付となっていた掛金及び手当金について、随時、追加徴収及び追加給付を実施。</li></ul>

#### 4 本件を受けての対応

経過のとおり、対象職員等に対し、過少徴収及び過少給付となっていた掛金及び手当金について、追加徴収及び追加給付を行っています。

なお、標準報酬月額等級は、誤りのあった時点に遡及して正しい等級に訂正されており、対象職員の将来の年金支給等への影響はありません。

#### 5 影響

- (1) 標準報酬月額に誤りのあった職員等：121人
- (2) 掛金（本人負担分）の過少徴収額：約969万円
- (3) 各種手当金の過少給付額：約2,262万円

#### 6 再発防止策

標準報酬月額誤りが発覚して以降、ダブルチェックを徹底し、育児休業取得者及び私傷病休職者の標準報酬月額の決定について適正に処理しています。

また、再発防止をより徹底させるため、システムによる給与計算時に、育児休業取得者及び私傷病休職者を随時改定の対象から自動的に除外できるよう、令和4年度中に本部の人事給与システムを改修します。

<b>お問合せ先</b>
医療局病院経営本部人事課長 市川 雅啓      Tel 045-671-4811